

平成27年保育士試験

受験の 手引き

受験申請書
受付期間

平成27年4月1日(水)～平成27年5月7日(木)

5月7日(木)消印まで有効(簡易書留に限る)

※ 期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

試験日

筆記試験：平成27年 8月 8日(土)・9日(日)

実技試験：平成27年10月18日(日)

※ 自然災害等により試験日を延期することがあります。(当協議会HPにて掲載します。)

本冊子・同封の書類は大切に保管してください。

1. 平成 27 年 保育士試験スケジュール

受験申請書受付

4月1日(水)～5月7日(木)

筆記試験受験票送付

7月18日(土)～7月26日(日)

※幼稚園免許所有者で筆記試験全科目免除の方には、合格通知書を送付します。

筆記試験

8月8日(土)・9日(日)

※筆記試験の正答は9月24日(木)に当協議会ホームページに掲載します。

実技試験受験票送付

筆記試験結果通知書送付

9月19日(土)～9月27日(日)

筆記試験を
全科目合格

筆記試験を
1科目以上合格

筆記試験の
合格科目なし
(全欠席)

幼稚園教諭免許所有者で免除申請した

YES

NO

実技試験

10月18日(日)

実技試験に合格した

YES

NO

合格通知書送付

一部科目合格通知書送付

送付なし

11月28日(土)～12月6日(日)

見込み受験をされた方には「仮通知書」を送付します。

仮通知書(仮合格通知書・仮一部科目合格通知書)に記載の必要書類を提出後、正式な通知書を送付します。

見込み受験とは… (1) 卒業見込みで受験した方
(2) 62単位以上修得見込みで受験した方
(3) 大学在学2年未満で受験した方
(4) その他保育士試験事務センターから必要書類の提出を指示された方等

※各受験票・通知書の詳細はP20をご覧ください。

平成27年 保育士試験受験の手引き

目的別目次

1 申請する

受験申請方法についてご説明します。

幼稚園教諭免許を有する者における特例制度⇒P11～14

⇒P3～をご覧ください。

申請する

2 受験する

試験日や試験内容・会場についてご説明します。

⇒P15～をご覧ください。

受験する

3 質問する

よくある質問について掲載しています。

⇒P25～をご覧ください。

質問する

【保育士の資格とは】

保育士の資格は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第18条の4に規定する国家資格です。保育士とは、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行います。

1. 申請する

1. 受験手数料および支払方法について

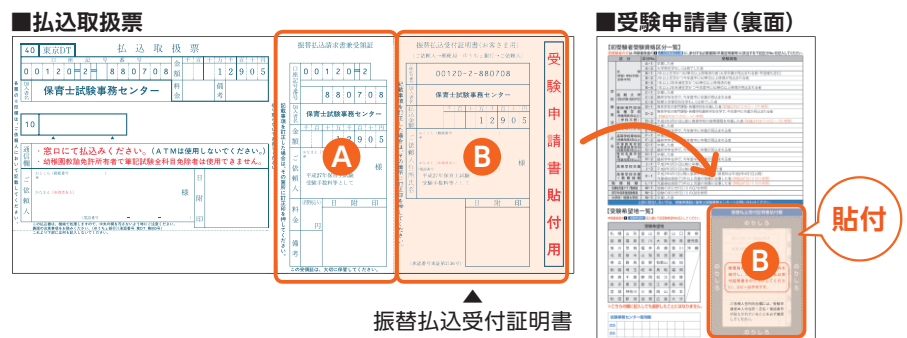
注意: 払込取扱票は2種類あります。該当する手数料が印字されている用紙を使用して払い込みください。

[手数料] **12,905円** (内訳: 受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料205円)

※ 幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

[手数料] 2,605円 (内訳: 受験手数料2,400円+受験の手引き郵送料205円)

同封の払込取扱票(3連式)により、**郵便局の窓口**にて所定の金額を払い込み、振替払込受付証明書Bを切り離し受験申請書(裏面)の指定位置に貼付してください。



- 振込手数料は、受験申請者の負担となります。
- ATMでの払い込みはしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替・収入印紙では受け付けできません。(データ管理の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。)
- 受験申請書提出後の**受験手数料返金はできません**。
- 収納印(受付局日付)が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。
- 振替払込請求書兼受領証(上の図Aの部分)と書留・特定記録郵便物等受領証(簡易書留にて送る際に窓口で記入し、控えを渡されます。)は、筆記試験受験票(もしくは筆記試験結果通知書、または合格通知書)が届くまで**大切に保管してください**。受験申請書の未着や、払い込みの確認の際に必要です。

2. 受験申請書郵送方法および受付期限について

[受験申請書受付期限] **平成27年5月7日(木) 消印まで有効**

- 同封の専用封筒(ピンク色)を使用し提出してください。(1つの専用封筒で受験申請できるのは1人分とします。)
- 期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても**一切受け付けません**。
- **必ず郵便局の窓口から簡易書留にて郵送してください**。普通郵便等で発送しないでください。
- 提出された受験申請書等は、返却できません。
- 受験申請書提出後の**内容変更は一切受け付けられません**。

以上の注意を守らない場合は受験できません。

3. 受験申請に必要な書類について

必要書類は、受験資格等によって異なります。下表を確認し、該当する書類を**全て提出**してください。

※ 提出した書類は**返却できません**ので、お手元にコピーを保管してください。

対象者	必要書類
① 初受験者 (平成25年・平成26年に合格科目がない方も含む)	卒業証明書等(受験資格を証明する書類)の 原本
② 平成25年一部科目合格者	平成25年一部科目合格通知書の コピー
③ 平成26年一部科目合格者	平成26年一部科目合格通知書の コピー 注意:平成25年に合格科目がある方は、平成25年一部科目合格通知書のコピーも必要
④ 一部科目合格通知書を (②、③どちらか一方でも)紛失した方	様式4 合格科目免除願
⑤ 合格科目延長対象者(別紙お知らせ参照)	様式6、7 合格科目免除期間延長申請用勤務証明書
⑥ 幼稚園教諭免許所有者	幼稚園教諭免許状等の コピー
幼稚園教諭免許所有者 + ⑦ 指定保育士養成施設 ^{※1} にて 科目履修等により教科目を修得した者	+ 幼稚園教諭免許所有者保育士試験 免除科目専修証明書の 原本
⑧ 特例制度対象者	P.13、14に記載の書類
⑨ 保育士試験免除指定科目専修者 ^{※2}	保育士試験免除指定科目専修証明書の 原本
改姓・改名された方 ⑩ ※必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方 (現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要) ただし、一部科目合格通知書のコピーのみ添付の方は不要	旧姓と現姓の両方が記載されている 公印のある戸籍抄本等の原本 (戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全てを提出)

※1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。(児童福祉法第18条の6第1号にて規定)

※2 厚生労働大臣が保育士試験の科目免除に指定した学校等(指定保育士養成施設とは異なる)で、指定する科目を全て専修し、卒業した者。専修した科目が免除指定科目かどうか、また現在の試験科目に読み替え可能かどうかは学校等に確認してください。

詳しくは、以下 **I** ~ **IV** の該当するページをよく読み、受験申請書と併せて必ず提出してください。

同封されていない等の不備がある場合は**受験(免除)できない**場合があります。

I

初めて受験申請される方

※平成25年・平成26年に合格科目がない方も含む



P5・6を
ご覧ください

II

平成25年・平成26年に
一科目以上合格された方



P7・8を
ご覧ください

III

幼稚園教諭免許所有者の免除について



P9~14を
ご覧ください

IV

特例制度について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例



P11~14を
ご覧ください

I

初めて受験される方

(平成25年・平成26年に合格科目がない方も含む)

平成23年・平成24年に合格科目がある方は別紙お知らせも併せてご覧ください。

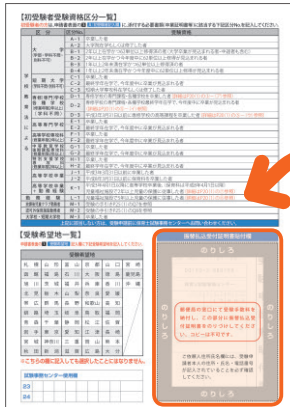
受験申請に必要な書類について

① 同封の受験申請書(青色)

⇒ [受験申請書・様式集] (オレンジ色の表紙) 中面にあります。

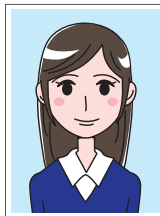


該当する区分NO.を記入



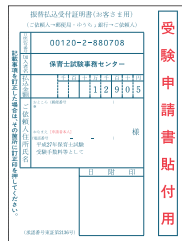
受験申請書に貼付が必要なもの

■ 証明写真



詳しくは
[受験申請書・様式集]
(オレンジ色の表紙)の
表紙裏をご覧ください。

■ 振替払込受付証明書



詳しくは
受験の手引きP3を
ご覧ください。

② 受験資格を証明する書類

卒業証明書等の証明書類

受験資格を
証明する書類

原本

受験資格によって
異なります。

- 証明書の発行年月に指定はありません。
- 証明書の厳封は不要です。

右表にて、該当する
必要書類を確認し、
必ず原本を
提出してください。

受験申請書の記入方法については、[受験申請書・様式集] (オレンジ色の表紙) の「受験申請書の記入について」を参照の上、もれなく記入してください。

改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

幼稚園教諭免許をお持ちの方



P9~14を
併せてご覧ください。

区分	区分No.	受験資格	必要書類(全て原本)	
学校教育法による	A-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)	
	A-2	大学院在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(修了証書等不可)	
	B-1	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者(大学卒業が見込まれる者・中退者も含む)	同封の 様式1 在学期間・単位修得証明書 注意1:見込み受験の方は下記※1参照 注意2: 様式1 が提出できない場合は※2参照	
	B-2	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
	B-3	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		
	B-4	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
		編入学した者	保育士試験事務センターへご連絡ください	
	短期大学※3 (学科不問、別科不可)	C-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
		C-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
		C-3	短期大学専攻科在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(卒業証書等不可)
	専修(専門)学校 各種学校 (修業年限2年以上)	D-1	専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者 (詳細はP22(1)の⑤-(ア)参照)	同封の 様式2 専修学校/各種学校卒業(見込)証明書(卒業証書等不可) 注意1:学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注意2:見込み受験の方は、下記※1参照
		D-2	専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 (詳細はP22(1)の⑤-(イ)参照)	
		D-3	平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者 (詳細はP22(1)の⑤-(ウ)参照)	
	高等専門学校	E-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
		E-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
	高等学校専攻科 (修業年限2年以上)	F-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
		F-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
	中等教育学校 後期課程専攻科 (修業年限2年以上)	G-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
		G-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
特別支援学校 専攻科 (修業年限2年以上)	H-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)	
	H-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)	
高等学校卒業	J-1	平成3年3月31日以前に卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)	
	J-2	平成8年3月31日以前に保育科を卒業した者		
高等学校卒業 +勤務経験※4	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後、(保育科は平成8年4月1日以降)児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者(詳細はP22(1)の⑦参照)	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)と、同封の 様式3 児童福祉施設勤務証明書	
勤務経験※4	L-1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者(詳細はP22(1)の⑧参照)	同封の 様式3 児童福祉施設勤務証明書	
放課後児童クラブ 勤務者(学童保育)	M-1	P25(1)のQ7参照	都道府県知事発行の 保育士試験受験資格認定証のコピー	
認可外保育施設勤務者	M-2	P25(1)のQ8参照	都道府県に認定申請をされていない方は、 受験申請前に必ず保育士試験事務センターに 連絡してください。	
大学校、短期大学校 (非学校教育法)	M-3	卒業した者		
その他		外国の大学、短期大学等を卒業(中退)した者	受験申請前に必ず保育士試験事務センターに 連絡してください。	
上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターへお問い合わせください。				

※1 見込み受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格(一部科目合格)は無効となります。

※2 同封の **様式1** 「在学期間・単位修得証明書」が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得(見込)を証明する書類(成績証明書等)」と「在学証明書(在学期間がわかるもの)」を提出してください。

注意: 62単位以上修得見込みで、単位修得証明書や成績証明書を提出される場合は、現在履修中の単位も含め、62単位以上修得見込み(履修登録されていること)が確認できる証明書を提出してください。

※3 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

※4 認定こども園での勤務経験がある方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

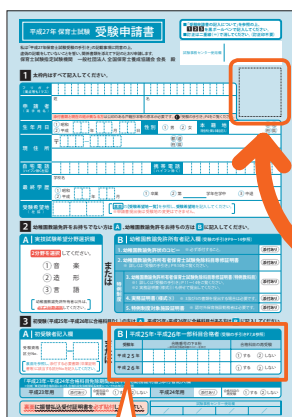
Ⅱ

平成25年・平成26年に 一科目以上合格された方

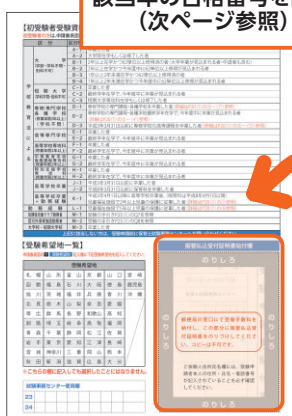
受験申請に必要な書類について

① 同封の受験申請書(青色)

⇒ [受験申請書・様式集] (オレンジ色の表紙) 中面にあります

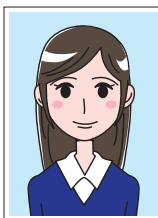


該当年の合格番号を記入
(次ページ参照)



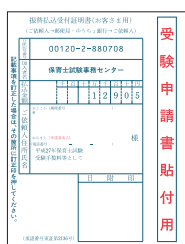
受験申請書に 貼付が必要なもの

■ 証明写真



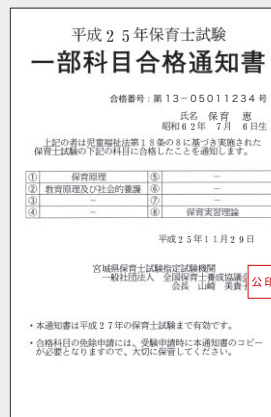
詳しくは
[受験申請書・様式集]
(オレンジ色の表紙) の
表紙裏をご覧ください。

■ 振替払込受付証明書



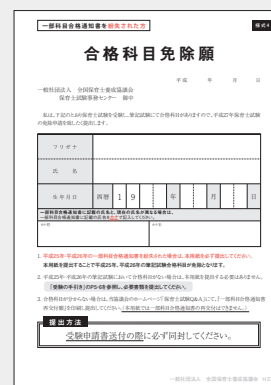
詳しくは
受験の手引きP3を
ご覧ください。

② 一部科目合格通知書(コピー)



右表にて、該当する免除内容
を確認し、コピーを提出して
ください。

一部科目合格通知書を紛失した
方は、受験申請書と併せて **様式4**
「合格科目免除願」を提出するこ
とにより、免除手続きができます。



受験申請書の記入方法については、[受験申請書・様式集]
(オレンジ色の表紙) の「受験申請書の記入について」を参照の上、
もれなく記入してください。

幼稚園教諭免許をお持ちの方



P9~14を
併せてご覧ください。

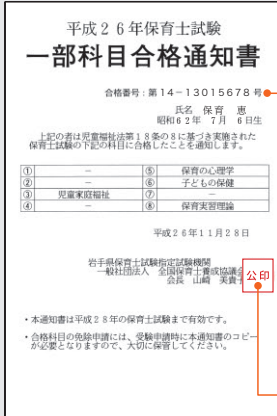
免除対象者		必要書類(原本不可)	免除内容
平成25年 一部科目合格者	平成26年 一部科目合格者		
○		平成25年 一部科目合格通知書のコピー(下記見本参照)	平成25年に 合格した科目
	○	平成26年 一部科目合格通知書のコピー(下記見本参照)	平成26年に 合格した科目
○	○	以下①、②両年の通知書が必要 ① 平成25年 一部科目合格通知書のコピー(下記見本参照) ② 平成26年 一部科目合格通知書のコピー(下記見本参照)	平成25年及び 平成26年に 合格した科目

※上記一部科目合格通知書を提出した方は、P6に記載の必要書類(卒業証明書等)を提出する必要はありません。

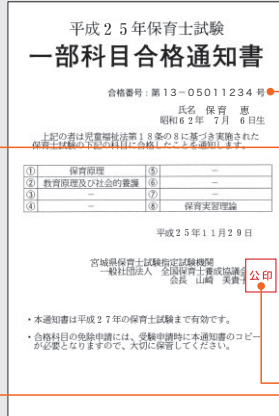
【一部科目合格通知書(見本)】

- 一部科目合格通知書をA4用紙にコピーし提出してください。(感熱紙不可)
また平成25年・平成26年一部科目合格通知書をA4用紙1枚に(下記見本部分すべてが写るように)まとめてコピーしても結構です。
- 合格番号の下8桁(受験番号)を、受験申請書の指定欄に記入してください。

〈平成26年(見本)〉



〈平成25年(見本)〉



■受験申請書記入例

B 平成25年・平成26年一部科目合格者(受験の手引きP7.8参照)		
受験年	合格番号の下8桁 一部科目合格通知書のコピーを添付	合格科目の再受験
平成25年	05011234	①する ②しない
平成26年	13015678	①する ②しない

※平成25年・平成26年の両年に合格科目がある方は、**両年の合格番号(受験番号)**を記入してください。
記入および必要書類の添付がない場合は、合格科目があっても免除されません。

公印があることを必ず確認してください。

- ・免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格または欠席した場合でも、平成25年・平成26年に合格した科目の免除が有効であることに変わりはありません。
- ・受験申請書への記入及び必要書類の添付がない場合は、合格科目があっても免除できない場合があります。

平成23年または平成24年の筆記試験にて合格科目がある方

保育所・幼稚園等の対象施設において対象期間内に一定の勤務期間及び勤務時間、児童の保護に従事した場合、平成23年または平成24年の合格科目を免除することができます。
詳しくは同封の別紙「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度についてのお知らせ」をご確認ください。

Ⅲ

幼稚園教諭免許所有者の免除について

幼稚園教諭免許所有者（臨時免許を除く）は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除となります。（免許の区分＜1種、2種、専修＞による免除科目の違いはありません。）

上記以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設^{※1}において、科目履修等により筆記試験に対応する教科目を修得した場合、免除申請することにより、筆記試験科目が免除されます。

修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかどうかは、卒業した（教科目を修得した）学校（養成施設）に確認してください。

また、幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得特例（特例制度）により、特例対象施設（幼稚園等）において「3年以上かつ4,320時間以上」の「実務経験」を有する方は「保育実習理論」が免除され、指定保育士養成施設における「学び」を行うこと（特例教科目の修得）により該当の試験科目が免除されます。詳しくはP11～14を確認してください。

受験申請に必要な書類について（毎年提出が必要です。）

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。

同封の受験申請書

（初受験者）
卒業証明書等
原本
⇒P5・6 参照

または

（一部科目合格者）
一部科目合格通知書等
コピー
⇒P7・8 参照

幼稚園教諭免許状
コピー

該当者のみ
幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書
原本

特例制度対象者は併せてP11～14を確認してください。

右表にて、該当する免除内容を確認の上、提出してください。

改姓・改名された方

必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

（戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

免除対象者	必要書類	免除内容
<p>A 幼稚園教諭免許所有者</p>	<p style="text-align: center;">以下①、②両方の書類が必要</p> <p style="text-align: center;">※特例制度対象者は、併せてP14に記載の書類が必要</p> <p>①「幼稚園教諭免許状^{※2}の コピー」(公印が写るように) 注意:原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>②次のいずれかに該当する必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初 受 験 者 →「卒業証明書等の 原本」 ➡ P5・6参照 ●一部科目合格者 →「一部科目合格通知書のコピー」 ➡ P7・8参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
<p>B 幼稚園教諭免許所有者 + 指定保育士養成施設^{※1}での科目履修等により教科目を修得した者</p>	<p style="text-align: center;">以下①、②、③すべての書類が必要</p> <p style="text-align: center;">※特例制度対象者は、併せてP14に記載の書類が必要</p> <p>①「幼稚園教諭免許状^{※2}の コピー」(公印が写るように) 注意:原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の 原本」 注意:「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>③次のいずれかに該当する必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初 受 験 者 →「卒業証明書等の 原本」 ➡ P5・6参照 ●一部科目合格者 →「一部科目合格通知書のコピー」 ➡ P7・8参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験 <p style="text-align: center;">+</p> <p>幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書に記載された試験免除科目^{※3}</p>

※1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。(児童福祉法第18条の6第1号にて規定)
卒業した学校が指定保育士養成施設かどうかは卒業した学校、または施設に確認してください。

※2 教育職員(幼稚園教諭)免許状授与証明書でも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※3 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。

IV

特例制度について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

1. 特例制度とは

幼稚園教諭免許所有者（臨時免許を除く）が対象の制度で、幼稚園等における「実務経験」により通常の「保育の心理学」・「教育原理」・「実技試験」に加え「保育実習理論」も免除されます。

また、指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより該当の試験科目が免除されます。

幼稚園等における「実務経験」と指定保育士養成施設における「学び」の順番（前後関係）は問いません。

2. 特例制度対象者

幼稚園教諭免許を取得後に、以下(1)～(7)の施設において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験（児童の保護に従事）を有する方です。

- ・現在就労されていない方でも、過去に幼稚園等での勤務がある方も活用することができます。
- ・実務経験は複数施設における合算でも可能です。
- ・**幼稚園教諭免許取得前の勤務期間は認められません。**
- ・実務経験は、「児童の保護に従事」していることが条件です。
 - ※ 児童の保護に従事とは、子どもの生活全般と捉えるため、主たる業務が事務等の場合は該当しません。
- ・対象施設に該当するかどうかは勤務された施設にお問い合わせください。
 - ※ 特例制度の対象施設一覧については、都道府県のホームページ等で公表している場合があります。
- ・受験申請の際は、P13・14に記載の必要書類を添付していただく必要があります。

特例対象施設一覧

1. 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
2. 認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園
3. 保育所
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
4. 公立の認可外保育施設
国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く）
5. 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
6. 幼稚園併設型認可外保育施設
児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する施設
7. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設。ただし、以下の施設を除くことに注意してください。
 - ※ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位または時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
 - ※ 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部または一部の利用による施設

3. 指定保育士養成施設における「学び」とは

指定保育士養成施設において特例制度における4教科(「福祉と養護(講義2単位)」「相談支援(講義2単位)」「保健と食と栄養(講義2単位)」「乳児保育(演習2単位)」)。以下「特例教科目」と言う。)が実施されます。指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」「(以降、「幼教専修証明書(特例)」)により下記の対応表のとおり筆記試験科目が免除されます。

また、過去に指定保育士養成施設において、特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目(告示に定める教科目)を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、教科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

筆記試験科目	修得が必要な特例教科目	修得が必要な養成課程の教科目※1 (告示に定める教科目)
1. 社会福祉	A. 福祉と養護	① 社会福祉
2. 児童家庭福祉	A. 福祉と養護	② 児童家庭福祉
	B. 相談支援	③ 家庭支援論
3. 子どもの保健	C. 保健と食と栄養※2	④ 子どもの保健I
4. 子どもの食と栄養		⑤ 子どもの食と栄養
5. 保育原理	D. 乳児保育	⑥ 乳児保育
	B. 相談支援	⑦ 保育相談支援
6. 社会的養護	A. 福祉と養護	⑧ 社会的養護

※1 養成課程の教科目(告示に定める教科目)は指定保育士養成施設により教科目名や教科目数が異なる場合があります。

※2 「3.子どもの保健」、または「4.子どもの食と栄養」は、どちらかがすでに免除になっていても、もう一方を免除するには「C.保健と食と栄養」を修得しなければなりません。

「1.社会福祉」を免除する場合…………… 「A.福祉と養護」または「① 社会福祉」を修得

「2.児童家庭福祉」を免除する場合…………… 「A.福祉と養護」及び「B.相談支援」を修得 または
「A.福祉と養護」及び「③ 家庭支援論」を修得 または
「B.相談支援」及び「② 児童家庭福祉」を修得 または
「②児童家庭福祉」及び「③ 家庭支援論」を修得

「3.子どもの保健」を免除する場合…………… 「C.保健と食と栄養」または「④ 子どもの保健I」を修得

「4.子どもの食と栄養」を免除する場合…………… 「C.保健と食と栄養」または「⑤ 子どもの食と栄養」を修得

「5.保育原理」を免除する場合…………… 「B.相談支援」及び「D.乳児保育」を修得 または
「B.相談支援」及び「⑥ 乳児保育」を修得 または
「D.乳児保育」及び「⑦ 保育相談支援」を修得 または
「⑥ 乳児保育」及び「⑦ 保育相談支援」を修得

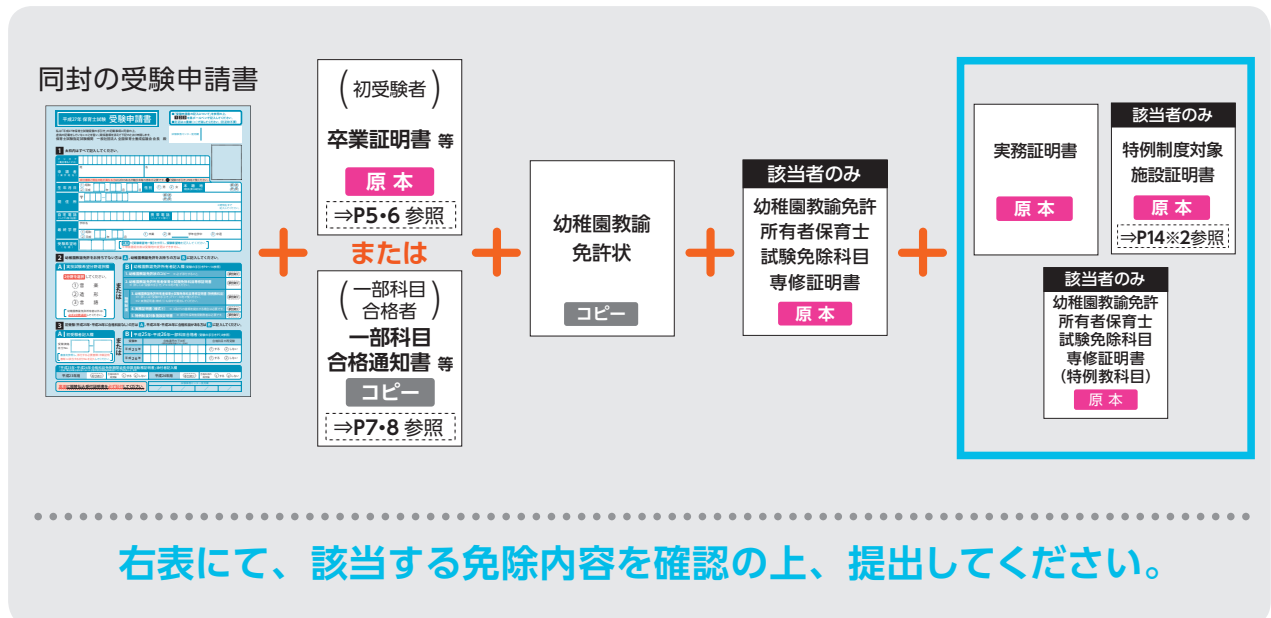
「6.社会的養護」を免除する場合…………… 「A.福祉と養護」または「⑧ 社会的養護」を修得

4. 特例制度に対するよくある質問

<p>Q1.すでに免除になる科目があるが、特例教科目は4科目履修しなければならないか。</p>
<p>A. 免除したい試験科目に対応する特例教科目のみ修得すれば、該当の試験科目が免除になります。</p>
<p>Q2.保育実習理論は平成26年(または平成25年)に合格しているので、実務証明書(特例制度対象施設証明書)の提出は不要か。</p>
<p>A. 一部科目合格通知書のコピーを添付し、免除申請する場合は不要です。ただし、幼教専修証明書(特例)の提出がある場合は必要です。</p>
<p>Q3.実務経験を満たしてからでないと特例教科目を履修できないのか。</p>
<p>A. 履修できます。「実務経験」と「特例教科目の修得」どちらが先でも構いません。</p>
<p>Q4.特例制度における4教科(特例教科目)はどこで学べるのか。</p>
<p>A. 特例制度における4教科の実施の有無や実施する教科は指定保育士養成施設により異なります。指定保育士養成施設に直接お問い合わせするか、または厚生労働省HP(保育士資格取得特例で検索)にて確認してください。</p>
<p>Q5.様式集の実務証明書(様式⑤)以外の実務証明書は使用できないのか。</p>
<p>A. 使用できますが、勤務期間や勤務時間の記載内容等に誤りがないか、様式⑤裏面の記入例にて確認した上、提出してください。ただし、在職証明書等は使用できません。</p>
<p>Q6.施設が廃園になっている場合、実務証明書はどこで発行してもらうのか。</p>
<p>A. 当該施設の設置者(自治体などの法人)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって事務を引き継いだ施設・団体が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その実務を加算することはできません。</p>

受験申請に必要な書類について(毎年提出が必要です。)

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。



改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

特例対象者	必要書類	免除内容
<p>特例対象施設にて 3年以上かつ 4,320時間以上^{※1} 勤務をした者</p>	<p style="text-align: center;">以下①、②すべての書類が必要</p> <p>①P10の A か B、いずれかに該当する必要書類</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>②特例対象施設 (P11参照) が発行した 「実務証明書の 原本」</p> <p>※ P11、特例対象施設一覧の (7) で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書^{※2}の 原本」も併せて必要。</p>	<p>P10の A か B の免除科目</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>保育実習理論</p>
<p>特例対象施設にて 3年以上かつ 4,320時間以上^{※1} 勤務をした者</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>指定保育士養成施設で 特例制度における 教科目を修得した者^{※3}</p>	<p style="text-align: center;">以下①、②、③すべての書類が必要</p> <p>①P10の A か B、いずれかに該当する必要書類</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>②特例対象施設 (P11参照) が発行した 「実務証明書の 原本」</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>注意:「在職証明書」・「離職証明書」等では免除申請できません。</p> <p>※ P11、特例対象施設一覧の (7) で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書^{※2}の 原本」も併せて必要。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>③特例制度における教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書 (特例教科目)」の 原本」</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>注意:「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。</p>	<p>P10の A か B の免除科目</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>保育実習理論</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>幼稚園教諭 免許所有者 保育士試験 免除科目専修 証明書 (特例教科目)に 記載された 試験免除科目^{※4}</p>

※1 受験申請の時点で、「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験が必要です。

※2 P11、特例対象施設一覧の (7) で勤務の場合に必要です。(特例対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。)

※3 特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目 (告示に定める教科目) を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、教科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

※4 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。

2. 受験する

1. 受験(筆記・実技)の際の注意事項について

(1) 試験会場への入場は受験者本人に限ります。

同伴者(お子様・ご家族等)の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はご遠慮ください。

(2) 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

※個人的な事情により、試験日程等を変更することはありません。

(3) 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。

電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

(4) 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。

(5) 交通障害等による延着も遅刻になります。

各会場への交通手段、所要時間等は『受験票』にて確認をし、余裕をもって来場してください。

(6) 当日の昼食は、各自持参してください。

(7) 受験中、携帯電話等の機器の電源はすべて切ってください。

携帯電話等の機器を受験中に使用することは**不正行為とみなされる場合があります。**

(8) カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の筆記試験科目・実技試験分野すべてにおいて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。

(児童福祉法施行規則第6条の14第2項)

(9) ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。

(10) 会場では係員の指示に従ってください。

(11) 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

■ 受験に際して補助等個別対応の必要な方(怪我、妊娠中等)は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。

(障害をお持ちで受験上の配慮を希望される方は、受験申請のほかに、配慮に関する申請も必要です。)

試験日直前のお申し出には、対応できませんので注意してください。

2. 筆記試験について

◎筆記試験日程

試験日	試験科目	満点	入室時間	試験時間
8月8日(土)	① 保育原理	100	9:20	9:30~10:30
	② 教育原理	50	10:50	11:00~11:30
	② 社会的養護	50	11:50	12:00~12:30
	③ 児童家庭福祉	100	13:20	13:30~14:30
	④ 社会福祉	100	14:50	15:00~16:00
8月9日(日)	⑤ 保育の心理学	100	9:20	9:30~10:30
	⑥ 子どもの保健	100	10:50	11:00~12:00
	⑦ 子どもの食と栄養	100	12:50	13:00~14:00
	⑧ 保育実習理論	100	14:20	14:30~15:30

- 各科目において、満点の6割以上を得点した者を合格とします。
- 『教育原理』および『社会的養護』は、**両科目とも同年に満点の6割以上**を得点した者を合格とします。
- 筆記試験は、マークシート方式にて行います。
- 筆記試験における法令等については、平成27年4月1日以前に施行されたものに基づいて出題します。

(1) 当日の持ち物(試験中机の上に置けるもの)

◎受験票

※ 受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

◎HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル

※ 鉛筆またはシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。

※ 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

◎消しゴム

◎腕時計(アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可)

机の上に、筆箱・携帯電話等を置くことを禁止します。(時計としての使用も禁止)

音(アラーム等)を発するものの試験教室への持ち込み・使用は禁止します。**携帯電話を試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。**

(2) 試験会場への入場開始は、午前8時30分からとします。

※ 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

(3) 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。

(4) 試験中の途中入室・途中退室について

途中入室: 試験開始後20分までは入室を認めます。

途中退室: 試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。

※ 『教育原理』・『社会的養護』は、途中入室・途中退室は認めません。

(5) 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装で来場してください。

3. 実技試験について

実技試験は、指定保育士養成施設におけるカリキュラムとの均衡に配慮し実施します。

また、保育所保育指針「保育の内容」の5領域における「ねらい」及び「内容」を達成するために、保育士として実践上必要な知識、技能、資質の観点から評価します。

◎ 実技試験日程 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、**筆記試験全科目合格者のみ行います。**

試験日	試験分野	満点
10月18日(日) 〔集合時間等については、 実技試験受験票にて 確認してください。〕	① 音楽表現に関する技術	50
	② 造形表現に関する技術	50
	③ 言語表現に関する技術	50

幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に上記①～③の中から**必ず2分野を選択してください。**

※ 受験申請書提出後の分野変更はできません。

■ 同年に両分野とも満点の6割以上を得点した者を合格とします。

(1) **受験票は必ず持参してください。**

※ 受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(2) 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

(3) 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻の30分前からとします。

※ 1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

※ 2 会場により入場時間が異なる場合があります。

(4) 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

(5) 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

(6) 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

◎ 試験分野

① 音楽表現に関する技術

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いする。

求められる力: 保育士として必要な歌、伴奏の技術、リズムなど、総合的に豊かな表現ができること。

課題曲

1. 「海」(作詞 林 柳波・作曲 井上 武士)

2. 「ちびっか・ぶーん」(作詞 井出 隆夫・作曲 福田 和禾子)

- ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。(楽譜の持ち込み可)
- ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。
- ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。
- いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調してもよい。

注意1: ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2: ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。カポタストの使用は可。

注意3: アコーディオンは独奏用を用いること。

2 造形表現に関する技術

保育の一場面を絵画で表現する。

求められる力: 保育士として必要な造形表現 (情景及び人物等を豊かにイメージした描写や色使いなど) ができること。

- 表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示します。
- 当日示される問題文で設定された一場面を、条件を満たして表現しなさい。

注意1: 当日の持ち物 (試験中机の上に置けるもの)

● 鉛筆またはシャープペンシル (HB ~ 2B)

● 色鉛筆 (12 ~ 24色程度)

※ 水溶性色鉛筆の使用も可としますが、水分を塗布することは禁止します。
また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。

● 消しゴム

● 腕時計

(アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可)

※ 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

※ 受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意2: 試験時間は45分です。

注意3: 解答用紙の大きさはA4判とします。絵を描く枠の大きさは縦横19cmで、紙の種類は試験の当日に提示します。

3 言語表現に関する技術

3歳児クラスの子どもに「3分間のお話」をすることを想定し、下記の1 ~ 4のお話のうち一つを選択し、子どもが集中して聴けるようなお話をを行う。

求められる力: 保育士として必要な基本的な声の出し方、表現上の技術、幼児に対する話し方ができること。

課題

1. 「うさぎとかめ」
2. 「おむすびころりん」
3. 「3びきのこぶた」
4. 「にんじん、ごぼう、だいこん」

- 子どもは20人程度が自分の前にいることを想定する。
- お話の編集、展開に関して特にきまりはありませんが、3分になるようにまとめてください。

注意1: 題名は開始合図のあと、一番最初に子どもに向けて言ってください。

注意2: **絵本・道具 (台本・人形) 等の一切の使用は禁止です。**

絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。

不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。(児童福祉法施行規則第6条の14第2項)

注意3: 3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

注意4: 子どもに見立てた椅子等を前方に用意します。

音楽試験課題曲

※試験会場に楽譜は用意しますが、自分の楽譜を持ち込むことも可とします。

海

林 柳波 作詞
井上武士 作曲

Musical score for 'Umi' (Sea) in G major, 3/4 time. The score consists of two staves of music with lyrics underneath. The first staff has four measures with chords G, C, D7, G, and D. The second staff has four measures with chords G, D7, G, C, D7, and G. The lyrics are: う み は ひろい な おおき い な / つ き が のぼる し ひがし ず む

ちびっか・ぶーん

井出 隆夫 作詞
福田和禾子 作曲

Musical score for 'Chibikka・bun' in F major, 4/4 time. The score consists of two staves of music with lyrics underneath. The first staff has six measures with chords F, Dm, B^b6, C7, F, and Am Gm7. The second staff has six measures with chords F, Dm, B^b6, C7, F, B^b, and F. The lyrics are: ち びっか ぶーん は ちっちゃなか げ すい のお みずが ふ るさと で ち / びっか ぶーん の きょうだ いは さ ん ぜ んさん びやく さ ん じゅう にん

4. 受験票・試験結果通知書の送付について

① 筆記試験受験票

送付期間: **平成27年7月18日(土)～平成27年7月26日(日)**

- 筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。
- 筆記試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、8月3日(月)までに保育士試験事務センターへ連絡してください。
※ 免除科目について、受験後に誤りの申し出があっても受け付けできません。
- 上記期日を過ぎても届かない場合は、7月27日(月)から7月31日(金)の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

② 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間: **平成27年9月19日(土)～平成27年9月27日(日)**

- (1)『筆記試験結果通知書』…………… 受験申請者全員(幼稚園教諭免許所有者で、
筆記試験全科目免除者は除く)
- (2)『実技試験受験票(筆記試験結果)』…………… 筆記試験全科目合格者(実技試験受験対象者)
- 実技試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、10月9日(金)までに保育士試験事務センターへ連絡してください。
 - 上記期日を過ぎても届かない場合は、9月28日(月)から10月2日(金)の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

③ 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間: **平成27年11月28日(土)～平成27年12月6日(日)**

- (1)『合格通知書』…………… 保育士試験に合格した方*1
- (2)『一部科目合格通知書』…………… 筆記試験で1科目以上合格した方
- (3)『実技試験結果通知書』…………… 筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方

※1 幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、**平成27年7月18日(土)～平成27年7月26日(日)**の期間に送付します。
期日を過ぎても届かない場合は、7月27日(月)から7月31日(金)の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

- 筆記試験にて合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方へは、(1)～(3)の通知書は送付しません。(9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。)
- **合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。**
- 上記期日を過ぎても届かない場合は、12月7日(月)から12月24日(木)の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

- 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。
- 受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは、受験申請者本人からのみとします。

5. 保育士の登録について

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて**保育士登録の手続きを行う必要があります**。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

登録についてのお問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] **03-3262-1080**

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

※**保育士試験事務センターとは別団体です**。

6. 平成27年受験申請書提出後の氏名・住所変更手続きについて

(1) **平成27年受験申請書提出後**、氏名・住所に変更があった場合は、同封の**様式8**「氏名・住所変更届」を保育士試験事務センター宛に速やかに送付してください。

- 氏名が変更となる場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本も提出してください。
- 住所が変更となる場合は、郵便局に転居届を提出してください。

(2) 提出された変更届の内容が各通知に反映されるのは、下記の到着日までとなります。

- ① 筆記試験受験票に反映させる場合 …………… 6月24日(水)着
 - ② 筆記試験結果通知書/実技試験受験票に反映させる場合 …………… 9月1日(火)着
 - ③ 合格通知書/一部科目合格通知書/実技試験結果通知書に反映させる場合 …………… 11月10日(火)着
- 平成27年11月11日(水)以降は、氏名・住所変更届を提出する必要はありません。
 - 各通知書の送付期間(P20参照)に住所が変更となる場合は、至急、郵便局に転居届を提出してください。

【個人情報の取り扱いについて】

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター(以下、「試験事務センター」という。)は、保育士試験に際し、取得した受験者の個人情報の適正な保護と利用に努めます。

- (1) 試験事務センターは、受験申請の際に、氏名・生年月日・住所等の個人情報を必要な範囲内で取得します。またこれらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために必要な範囲内で利用します。
- (2) 受験申請の際に取得した個人情報は、事前に受験者本人の同意を得ている場合や法令に基づき許容されている範囲を除き、第三者に提供しません。なお、利用目的に必要な範囲内において試験事務センターの業務を委託する場合に、業務委託先に個人情報を提供する場合がありますが、この場合においても、業務の委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 保有する個人情報を正確かつ最新な内容として保持するよう努めるとともに、個人情報への不正なアクセス、個人情報の漏えい、滅失、毀損等がないよう個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 保有する個人情報について、受験者本人から自らに関する個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。

7. 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ①学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ②学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)または特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤専修学校(専門学校)と各種学校について
 - (ア)学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る)または134条の1による各種学校(同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者
 - (イ)(ア)に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - (ウ)平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程(修業年限3年以上のものに限る)を卒業した者
- ⑥外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- ⑦学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設(P28のQ40を参照)において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ⑧児童福祉施設(P28のQ40を参照)において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者

(2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります

- ①平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者(旧中学校令による中学校を卒業した者を含む)もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ②平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(3) 次の①～③に該当する者は、受験を希望する都道府県知事の認定を受け受験ができます。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(セ)の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者
 - (ア)認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園)
 - (イ)幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む))
 - (ウ)家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業)
 - (エ)小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業)
 - (オ)居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業)
 - (カ)事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業)
 - (キ)放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)
 - (ク)一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業)
 - (ケ)離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設
 - (コ)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業)
 - (サ)障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(保育所訪問支援事業を除く))
 - (シ)一時保護施設(児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設)
 - (ス)18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - a:障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設)
 - b:指定障害福祉サービス事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る))
 - (セ)児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項もしくは同法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの
 - a:児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - b:aに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - c:児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
 - d:国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- ②上記①に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- ③上記(1)の①～⑥に準ずる者

本手引きをご覧になっても不明点のある方は、
裏表紙の保育士試験事務センターフリーダイヤルにお問い合わせください。

8. 試験会場一覧

- (1) 試験会場への交通アクセスは、『受験票』に掲載します。
- (2) 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。
電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。
- (3) ★印『北海道・島根県』での受験希望者は、筆記試験会場を選択してください。
- (4) 筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。
- (5) 交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は『受験票』にて確認をし、余裕をもって来場してください。
- (6) 受験申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。
- (7) 試験会場は会場の都合や受験者数の増加により、変更・追加になる場合があります。

都道府県		筆記試験会場	実技試験会場
★ 北海道	札幌	道都大学 北広島市中の沢149	札幌大谷大学 札幌市東区北16条東9-1-1
	函館	函館短期大学 函館市高丘町52-1	
	旭川	旭川大学短期大学部 旭川市永山3条23-1-9	
	北見	オホーツク社会福祉専門学校 北見市常盤町3-14-10	
	帯広	帯広大谷短期大学 河東郡音更町希望が丘3-3	
	釧路	釧路短期大学 釧路市緑ヶ岡1-10-42	
青森県	青森中央短期大学 青森市横内字神田12	同 左	
岩手県	岩手産業文化センター アピオ 滝沢市砂込389-20	盛岡誠桜高等学校 盛岡市高松1-21-14	
宮城県	東北大学 川内北キャンパス 仙台市青葉区川内41	仙台幼児保育専門学校 仙台市青葉区木町通2-3-39	
秋田県	聖園学園短期大学 秋田市保戸野すわ町1-58	同 左	
山形県	東北文教大学 山形市片谷地515	同 左	
福島県	郡山女子大学 郡山市開成3-25-2	同 左	
茨城県 ※会場選択不可	茨城大学 水戸キャンパス 水戸市文京2-1-1 大成女子高等学校 水戸市五軒町3-2-61	茨城女子短期大学 那珂市東木倉960-2	
栃木県	宇都宮大学 陽東キャンパス 宇都宮市陽東7-1-2	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 長坂キャンパス 宇都宮市下荒針町長坂3829	
群馬県	高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1	同 左	
埼玉県	獨協大学 草加市学園町1-1	聖学院大学 上尾市戸崎1-1	
千葉県 ※会場選択不可	東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパス 印西市武西学園台2-1200 千葉敬愛高等学校 四街道市四街道1522	植草学園大学・植草学園短期大学 小倉キャンパス 千葉市若葉区小倉町1639-3	
東京都 ※会場選択不可	東京大学 駒場キャンパス 目黒区駒場3-8-1 FORUM8(フォーラムエイト) 渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル 大正大学 巣鴨校舎 豊島区西巣鴨3-20-1 明治学院大学 白金キャンパス 港区白金台1-2-37 國學院大学 渋谷キャンパス 渋谷区東4-10-28 NTT中央研修センタ 調布市入間町1-44	東京家政大学 板橋キャンパス 板橋区加賀1-18-1	
神奈川県 ※会場選択不可	東洋英和女学院大学 横浜市緑区三保町32 鎌倉女子大学 大船キャンパス 鎌倉市大船6-1-3 東京都市大学 横浜キャンパス 横浜市都筑区牛久保西3-3-1	鎌倉女子大学 大船キャンパス 鎌倉市大船6-1-3	

都道府県	筆記試験会場	実技試験会場
新潟県	朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター 新潟市中央区万代島6-1	新潟こども医療専門学校 新潟市中央区明石1-3-5
富山県	富山福祉短期大学 射水市三ヶ579	同 左
石川県	石川県地場産業振興センター 金沢市鞍月2-1	同 左
福井県	福井県産業会館 福井市下六条町103	フェニックス・プラザ 福井市田原1-13-6
山梨県	山梨学院短期大学 甲府市酒折2-4-5	同 左
長野県	JA長野県ビル 長野市大字南長野北石堂町1177-3	文化学園長野専門学校 中千田キャンパス 長野市稲葉中千田2180-1
岐阜県	大垣女子短期大学 大垣市西之川町1-109	同 左
静岡県	ツインメッセ静岡 静岡市駿河区曲金3-1-10	清水テルサ 静岡市清水区島崎町223
愛知県 ※会場選択不可	名古屋工業大学 名古屋市昭和区御器所町 ポートメッセなごや 名古屋市港区金城ふ頭2-2	愛知産業大学 岡崎市岡町原山12-5
三重県	高田短期大学 津市一身田豊野195	同 左
滋賀県	立命館大学 びわこ・くさつキャンパス 草津市野路東1-1-1	滋賀医科大学 大津市瀬田月輪町
京都府	同志社大学 京田辺キャンパス 京田辺市多々羅都谷1-3	京都女子大学 京都市東山区今熊野北日吉町35
大阪府	大阪工業大学 大宮キャンパス 大阪市旭区大宮5-16-1	大阪キリスト教短期大学 大阪市阿倍野区丸山通1-3-61
兵庫県 ※会場選択不可	関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス 西宮市上ヶ原一番町 1-155 神戸ファッションマート 神戸市東灘区向洋町中6-9	神戸親和女子大学 鈴蘭台キャンパス 神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1
奈良県	奈良保育学院 奈良市三条宮前町3-6	同 左
和歌山県	和歌山信愛女子短期大学 和歌山市相坂702-2	同 左
鳥取県	鳥取短期大学 倉吉市福庭854	倉吉未来中心 倉吉市駄経寺町212-5
★ 島根県	松江 くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1	松江テルサ 松江市朝日町478-18
	江津 江津商工会議所 江津市嘉久志町2306-4	
岡山県	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学 倉敷市玉島長尾3515	同 左
広島県	比治山大学 広島市東区牛田新町4-1-1	同 左
山口県	山口短期大学 防府市大字台道1346-2	同 左
徳島県	とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター) 徳島市徳島町城内2-1	同 左
香川県	香川大学 農学部キャンパス 木田郡三木町池戸2393	サンポートホール高松 高松市サンポート2-1
愛媛県	聖カタリナ女子高等学校 永代校舎 松山市永代町10-1	同 左
高知県	高知学園短期大学 高知市旭天神町292-26	同 左
福岡県	九州共立大学 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8	学校法人 福岡女学院 福岡市南区日佐3-42-1
佐賀県	九州国際情報ビジネス専門学校 佐賀市神野東1-9-32	佐賀女子短期大学 佐賀市本庄町本庄1313
長崎県	長崎大学 文教キャンパス 長崎市文教町1-14	活水女子大学 東山手キャンパス 長崎市東山手町1-50
熊本県	熊本学園大学 熊本市中央区大江2-5-1	同 左
大分県	別府大学短期大学部 大分キャンパス 大分市野田380	同 左
宮崎県	日章学園高等学校 宮崎市広原836	宮崎県福祉総合センター 宮崎市原町2-22
鹿児島県	鹿児島女子短期大学 鹿児島市高麗町6-9	同 左
沖縄県	沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学 中頭郡西原町字翁長777	沖縄県市町村自治会館 那覇市旭町116-37

申請する

受験する

質問する

3. 質問する

ここに掲載されていない質問も当協議会ホームページ「保育士試験Q&A」に掲載していますので、併せてご覧ください。

1. 受験資格について（P6 および P22 参照）

Q1 保育士試験を受験するのに年齢の上限はあるか。
A ありません。受験資格を満たしている方であればどなたでも受験できます。
Q2 4年制大学を中退した場合、受験資格はあるか。
A 学校教育法による4年制大学に2年以上在学し、かつ62単位以上修得済であれば受験資格があります。
Q3 短期大学に2年以上在学し、かつ62単位以上修得して中退した場合、受験資格はあるか。
A 保育士試験事務センターまでお電話にてお問い合わせください。
Q4 専門学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A 以下の2つの条件がどちらも満たされている場合、保育士とは関係のない学校でも受験資格があります。 1. 学校教育法に基づいた専修学校であること。 2. 修業年限2年以上の専門課程を卒業していること。 または平成3年3月31日以前に修業年限3年以上の高等課程を卒業していること。
Q5 高等学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A 高等学校卒業（または旧大検の合格）が平成3年3月31日以前であれば、受験資格があります。 ※平成3年4月1日から受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたことによる経過措置で、平成3年3月31日以前に卒業された方が受験資格を有することとしています。高等学校保育科の場合は、平成8年3月31日以前の卒業で受験資格があります。 平成3年4月1日以降の卒業の場合、児童福祉施設において2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上を <u>受験申請の時点で満たした場合</u> 受験できます。
Q6 学校教育法に規定する学校以外（大学校等）、あるいは海外の学校を卒業した場合、受験資格はあるか。
A 保育士試験事務センターまでお電話にてお問い合わせください。
Q7 学童保育（放課後児童クラブ）に勤務しているが、受験資格の勤務経験に該当するか。
A 勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当し、P22. (3) の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 <u>都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。</u> 勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当するかについては、事業を実施している各自治体（市区町村）にお問い合わせください。該当する場合は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。 ・放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
Q8 認可外保育施設に勤務しているが、受験資格の勤務経験に該当するか。
A 勤務先がP22. (3) の①-(セ)の条件に該当し、P22. (3) の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 <u>都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。</u> 勤務先がP22. (3) の①-(セ)の条件に該当するかについては、勤務先施設または施設所在の都道府県の保育主管課にお問い合わせください。 注意：都道府県知事への受験資格認定手続きに使用する「受験資格認定申請書」、「認可外保育施設勤務証明書」を提出しても受験できません。ご不明な点は保育士試験事務センターまでお電話にてお問い合わせください。

2. 受験手続等について

Q9	受験地は、現在住んでいる都道府県でないといけないか。
A	どの都道府県でも受験できます。また、昨年とは別の都道府県を選ぶことも可能です。
Q10	実技試験は、筆記試験と違う都道府県で受験できるか。
A	できません。筆記試験と同一の都道府県で受験していただくことになります。
Q11	今年はまだ実技試験には進めないと思うので、受験申請時に、実技試験の分野選択をしなくてもよいか。
A	幼稚園教諭免許所有者以外の方は、必ず2分野を選択してください。

3. 受験申請時の必要書類について

Q12	卒業証明書はどこでもらえるか。
A	卒業した学校に発行を依頼してください。(卒業証書ではありません) ※ 専門学校を卒業した方は、同封の 様式2 「専修学校／各種学校卒業(見込)証明書」を使用してください。
Q13	旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本は、どんな場合に必要になるか。
A	<u>以下の場合、必要になります。</u> ① 初受験者で、卒業証明書や幼稚園教諭免許状等の必要書類の中で、記載されている姓がひとつでも現姓と異なるものがある場合は、 必要です 。 ② 平成25年・平成26年一部科目合格者で、 <u>幼稚園教諭免許状等を提出する際、書類に記載されている姓がひとつでも現姓と異なるものがある場合は、必要です</u> 。 ※ 必要書類が一部科目合格通知書のコピーのみの場合、記載されている姓が現姓と異なる場合であっても、 必要ありません 。
Q14	卒業した学校が廃校になってしまった場合、どうすればよいか。
A	事務手続きを引き継いでいる窓口を、学校が所在した都道府県庁にお問い合わせください。
Q15	最終学歴は大学中退だが、その前に専門学校を卒業している。受験申請時は大学の証明書を提出するのか。
A	条件を満たす専門学校の卒業であれば、 様式2 の提出でも構いません。(Q4-Aを参照)
Q16	昨年初めての受験で、受験申請時に卒業証明書を提出したが、今年も必要か。
A	1科目でも合格科目がある場合……………不要(一部科目合格通知書のコピーを提出してください。) 合格科目がない場合……………必要(初受験扱いとなります。) 合格科目の免除申請については、P7・8を参照してください。
Q17	昨年の受験申請時に幼稚園教諭免許状のコピーを提出したが、今年も必要か。
A	必要です。提出されない場合、免除されません。

4. 免除（科目改正等）・一部科目合格の有効期間について

Q18	平成25年試験時に「教育原理」と「社会的養護」の片方を6割以上得点したので、今年はまだ片方の科目だけ受験すればよいか。
A	同一年に両科目とも6割以上得点しないと合格にならないので、「教育原理」、「社会的養護」ともに受験科目となります。
Q19	学校で筆記試験と同じ科目を修得したが、免除されるか。
A	学校で履修しているだけでは免除にはなりません。厚生労働大臣が保育士試験の科目免除に指定した学校等において、その指定する科目を全て専修し卒業されている場合のみ科目が免除になります。専修した科目が免除指定科目かどうかは学校等に確認してください。 ※幼稚園教諭免許所有者は、P9～14も参照してください。
Q20	合格した筆記試験科目については、有効期限はあるか。
A	あります。合格した年を含めて3年間有効です。 例)平成27年に合格した科目……平成28年・平成29年の試験で有効。 平成23年または平成24年の筆記試験にて合格科目がある方 保育所・幼稚園等の対象施設において対象期間内に一定の勤務期間及び勤務時間、児童の保護に従事した場合、平成23年または平成24年の合格科目を免除することができます。 詳しくは同封の別紙「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度についてのお知らせ」を確認してください。
Q21	平成25年・平成26年・平成27年で筆記試験に全部合格して実技試験が不合格だった場合、平成28年には筆記試験の合格科目は全て無効になってしまうのか。
A	平成28年の筆記試験では、平成25年に合格した科目が無効になります。(Q20-Aを参照)
Q22	小学校教諭免許・看護師資格・社会福祉士資格等を持っているが、免除になる科目はあるか。
A	ありません。免除の対象となるのは、幼稚園教諭免許所有者のみです。

5. 合格科目の再受験について

Q23	再受験とはなにか。
A	平成25年・平成26年に合格した筆記試験科目を再受験することです。 今年再受験して合格した科目は、平成29年の試験まで有効となります。 【対象者のみ】 平成23年・平成24年に合格した筆記試験科目も再受験できます。 詳しくは同封の別紙「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度についてのお知らせ」を確認してください。
Q24	再受験を希望して、欠席した（または不合格だった）場合、どうなるか。
A	平成25年に合格した科目が平成27年まで有効であることに変わりはありません。 同様に、平成26年に合格した科目が平成28年まで有効であることに変わりはありません。 ※欠席する場合の連絡は不要です。
Q25	再受験を希望した年の科目は、全て受験しないといけないのか。
A	受験したい科目だけで構いません。(Q24-Aを参照)
Q26	どのような手続きをすればよいか。
A	受験申請書の「合格科目の再受験欄」の希望する年の「する」を○で囲み、平成25年・平成26年一部科目合格通知書のコピーを必ず添付してください。 【対象者のみ】 平成23年・平成24年については、 様式6、7 「合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を必ず添付してください。

6. 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修者について (P9・10 参照)

Q27	「指定保育士養成施設」とは何か。
A	厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校その他の施設のことで、(児童福祉法第18条の6第1号に規定)
Q28	自分が卒業した学校が指定保育士養成施設かどうか分からない。
A	卒業した学校に確認してください。
Q29	昨年、幼稚園教諭免許状のコピーと幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書を提出したのだが、今年も両方必要か。
A	今年も両方必要です。提出されない場合、免除されません。
Q30	在学中に、指定保育士養成施設に指定された場合はどうなるか。
A	指定を受けた後に修得した教科目については、免除が適用されます。詳しくは学校に確認してください。
Q31	幼稚園教諭免許取得見込みでは、適用されないか。
A	適用されません。ただし、免許取得後であれば、免許取得以前に修得した教科目でも免除されます。
Q32	すでに何科目か合格しているが、残りの科目を指定保育士養成施設で修得したら、全科目合格となるか。
A	合格した筆記試験科目の有効期限内に必要な書類を添付し、受験申請期間に免除申請をすれば、全科目免除で合格となります。
Q33	Q32-Aの状況の場合、合格通知書は、いつ頃発行されるか。
A	平成27年7月18日(土)～平成27年7月26日(日)送付します。P20を参照してください。

7. その他

Q34	一部科目合格通知書を紛失したが、免除申請するにはどうすればよいか。
A	同封の 様式4 「合格科目免除願」を受験申請書送付の際に、同封してください。 ※合格科目が分からない場合は、当協議会ホームページ「保育士試験Q&A」にて「一部科目合格通知書再交付願」を印刷し、必要事項を記入の上、提出してください。
Q35	昨年、一部科目合格通知書が届いた後に転居(または改姓)をした場合、受験申請の際に何か手続きは必要か。
A	不要です。受験申請書には現住所(または現姓)を記入してください。
Q36	受験申請書提出後に住所または氏名に変更があった。
A	P21の6を参照してください。
Q37	受験対策の講習会はどこで開催されているか。また参考書等の入手方法は。
A	保育士試験事務センターでは、講習会の開催や参考書等の入手方法の案内は、一切行っておりません。
Q38	受験申請書が届いているか、確認はしてもらえるか。
A	保育士試験事務センターでは到着確認は行っておりません。 ※「書留・特定記録郵便物等受領証」をもとに郵便局の「郵便追跡サービス」にて確認をしてください。
Q39	科目改正前の参考書等を使用しても大丈夫か?
A	平成25年科目改正後の試験科目に対応しているかどうかは参考書等の出版元へお問い合わせください。 保育士試験事務センターでは参考書等の出版及び入手方法の案内は一切行っておりません。
Q40	児童福祉施設とはなにか。
A	児童福祉法第7条によって定められた次の11種類の施設を指します。 助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター

9. 保育士試験出題範囲 (抜粋)

※「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より抜粋

保育原理

1 保育の意義

- (1) 保育の理念と概念
- (2) 児童の最善の利益を考慮した保育
- (3) 保護者との協働
- (4) 保育の社会的意義
- (5) 保育所保育と家庭的保育
- (6) 保育所保育指針の制度的位置づけ

2 保育所保育指針における保育の基本

- (1) 養護と教育の一体性
- (2) 環境を通して行う保育
- (3) 発達過程に応じた保育
- (4) 保護者との緊密な連携
- (5) 倫理観に裏付けられた保育士の専門性

3 保育の目標と方法

- (1) 現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う
- (2) 生活と遊びを通して総合的に行う保育
- (3) 保育における個と集団への配慮
- (4) 計画・実践・記録・評価の連動

4 保育の思想と歴史の変遷

- (1) 諸外国の保育の思想と歴史
- (2) 日本の保育の思想と歴史

5 保育の現状と課題

- (1) 諸外国の保育の現状と課題
- (2) 日本の保育の現状と課題

教育原理

1 教育の意義、目的及び児童福祉等との関連性

- (1) 教育の意義
- (2) 教育の目的
- (3) 教育と児童福祉の関連性
- (4) 人間形成と家庭・地域・社会等との関連性

2 教育の思想と歴史の変遷

- (1) 諸外国の教育思想と歴史
- (2) 日本の教育思想と歴史
- (3) 児童観と教育観の変遷

3 教育の制度

- (1) 教育制度の基礎
- (2) 教育法規・教育行政の基礎

- (3) 諸外国の教育制度

4 教育の実践

- (1) 教育実践の基礎理論
一内容、方法、計画と評価一
- (2) 教育実践の多様な取り組み

5 生涯学習社会における教育の現状と課題

- (1) 生涯学習社会と教育
- (2) 現代の教育課題

社会的養護

1 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

- (1) 社会的養護の理念と概念
- (2) 社会的養護の歴史の変遷

2 社会的養護と児童家庭福祉

- (1) 児童家庭福祉の一分野としての社会的養護
- (2) 児童の権利擁護と社会的養護

3 社会的養護の制度と実施体系

- (1) 社会的養護の制度と法体系
- (2) 社会的養護の仕組みと実施体系
- (3) 家庭的養護と施設養護
- (4) 社会的養護の専門職・実施者

4 施設養護の実際

- (1) 施設養護の基本原則
- (2) 施設養護の実際－日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等－
- (3) 施設養護とソーシャルワーク

5 社会的養護の現状と課題

- (1) 施設等の運営管理
- (2) 倫理の確立
- (3) 被措置児童等の虐待防止
- (4) 社会的養護と地域福祉

児童家庭福祉

1 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷

- (1) 児童家庭福祉の理念と概念
- (2) 児童家庭福祉の歴史の変遷
- (3) 現代社会と児童家庭福祉

2 児童家庭福祉と保育

- (1) 児童家庭福祉の一分野としての保育
- (2) 児童の人権擁護と児童家庭福祉

3 児童家庭福祉の制度と実施体系

- (1) 児童家庭福祉の制度と法体系
- (2) 児童家庭福祉行財政と実施機関
- (3) 児童福祉施設等
- (4) 児童家庭福祉の専門職・実施者

4 児童家庭福祉の現状と課題

- (1) 少子化と子育て支援サービス
- (2) 母子保健と児童の健全育成
- (3) 多様な保育ニーズへの対応
- (4) 児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス
- (5) 社会的養護
- (6) 障害のある児童への対応
- (7) 少年非行等への対応

5 児童家庭福祉の動向と展望

- (1) 次世代育成支援と児童家庭福祉の推進
- (2) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク
- (3) 諸外国の動向

社会福祉

1 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷

- (1) 社会福祉の理念と概念
- (2) 社会福祉の歴史の変遷

2 社会福祉と児童家庭福祉

- (1) 社会福祉の一分野としての児童家庭福祉
- (2) 児童の人権擁護と社会福祉
- (3) 家庭支援と社会福祉

3 社会福祉の制度と実施体系

- (1) 社会福祉の制度と法体系
- (2) 社会福祉行財政と実施機関
- (3) 社会福祉施設等
- (4) 社会福祉の専門職・実施者
- (5) 社会保障及び関連制度の概要

4 社会福祉における相談援助

- (1) 相談援助の意義と原則
- (2) 相談援助の方法と技術

5 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み

- (1) 情報提供と第三者評価
- (2) 利用者の権利擁護と苦情解決

- (5) 発達援助における協働
- (6) 現代社会における子どもの発達と保育の課題

- (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本

6 社会福祉の動向と課題

- (1) 少子高齢化社会への対応
- (2) 在宅福祉・地域福祉の推進
- (3) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク
- (4) 諸外国の動向

保育の心理学

1 保育と心理学

- (1) 子どもの発達を理解することの意義
- (2) 保育実践の評価と心理学
- (3) 発達観、子ども観と保育観

2 子どもの発達理解

- (1) 子どもの発達と環境
- (2) 感情の発達と自我
- (3) 身体的機能と運動機能の発達
- (4) 知覚と認知の発達
- (5) 言葉の発達と社会性

3 人との相互的かかわりと子どもの発達

- (1) 基本的信頼感の獲得
- (2) 他者とのかかわり
- (3) 社会的相互作用

4 生涯発達と初期経験の重要性

- (1) 生涯発達と発達援助
- (2) 胎児期及び新生児期の発達
- (3) 乳幼児期の発達
- (4) 学童期から青年期の発達
- (5) 成人期、老年期の発達

5 子どもの発達と保育実践

- (1) 子ども理解における発達の把握
- (2) 個人差や発達過程に応じた保育
- (3) 身体感覚を伴う多様な経験と環境との相互作用
- (4) 環境としての保育者と子どもの発達
- (5) 子ども相互のかかわりと関係作り
- (6) 自己主張と自己統制
- (7) 子ども集団と保育の環境

6 生活や遊びを通した学びの過程

- (1) 子どもの生活と学び
- (2) 子どもの遊びと学び
- (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う

7 保育における発達援助

- (1) 基本的生活習慣の獲得と発達援助
- (2) 自己の主体性の形成と発達援助
- (3) 発達課題に応じたかかわりと援助
- (4) 発達の連続性と就学への支援

子どもの保健

1 子どもの健康と保健の意義

- (1) 生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的
- (2) 健康の概念と健康指標
- (3) 地域における保健活動と児童虐待防止

2 子どもの発育・発達と保健

- (1) 生物としてのヒトの成り立ち
- (2) 身体発育と保健
- (3) 生理機能の発達と保健
- (4) 運動機能の発達と保健
- (5) 精神機能の発達と保健

3 子どもの疾病と保育

- (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴
- (2) 子どもの疾病の予防と適切な対応

4 子どもの精神保健

- (1) 子どもの生活環境と精神保健
- (2) 子どもの心の健康とその課題

5 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 保育環境整備と保健
- (2) 保育現場における衛生管理
- (3) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理

6 健康及び安全の実施体制

- (1) 職員間の連携と組織的取組
- (2) 母子保健対策と保育
- (3) 家庭・専門機関・地域との連携

7 保健活動の計画及び評価

- (1) 保健計画の作成と活用
- (2) 保健活動の記録と自己評価
- (3) 子どもの保健に係る個別対応と子ども集団全体の健康と安全・衛生管理

子どもの食と栄養

1 子どもの健康と食生活の意義

- (1) 子どもの心身の健康と食生活
- (2) 子どもの食生活の現状と課題

2 栄養に関する基本的知識

- (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能

3 子どもの発育・発達と食生活

- (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
- (2) 幼児期の心身の発達と食生活
- (3) 学童期の心身の発達と食生活
- (4) 生涯発達と食生活

4 食育の基本と内容

- (1) 食育における養護と教育の一体性
- (2) 食育の内容と計画及び評価
- (3) 食育のための環境
- (4) 地域の関係機関や職員間の連携
- (5) 食生活指導及び食を通した保護者への支援

5 家庭や児童福祉施設における食事と栄養

- (1) 家庭における食事と栄養
- (2) 児童福祉施設における食事と栄養

6 特別な配慮を要する子どもの食と栄養

- (1) 疾病及び体調不良の子どもへの対応
- (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応
- (3) 障害のある子どもへの対応

保育実習理論

A 保育実習理論

1 保育所保育

- (1) 保育所の役割と機能
- (2) 保育課程と指導計画
- (3) 保育の内容
 - ① 養護にかかわる保育の内容
 - ② 教育にかかわる保育の内容
- (4) 記録と自己評価
- (5) 保育士の役割と職業倫理

2 児童福祉施設(保育所以外)

- (1) 施設の役割と機能
- (2) 児童の生活の実践
- (3) 支援計画の作成と実践
- (4) 記録と自己評価
- (5) 保育士の役割と職業倫理

B 保育実習実技

1 音楽表現に関する技術

- 課題に対する器楽・声楽等

2 造形表現に関する技術

- 課題に対する絵画・制作等

3 言語表現に関する技術

- 課題に対する言葉に関する遊びや表現等

お問い合わせ

保育士試験指定試験機関
一般社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

保育士試験

検索

※IP電話からはつながりません。一般加入電話・携帯電話等を利用してください。

※オペレーターによる対応は、月曜日～金曜日の午前9時30分～午後5時30分（祝日を除く）
他の時間帯は自動音声によるご案内となります。

注意1: お問い合わせは受験者本人からのみとします。

注意2: お問い合わせの前に必ずP25～28【質問する】をよくお読みください。

注意3: 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

代表電話: 03-3590-5561 / FAX: 03-3590-5593

E-mail: shiken@hoyokyo.or.jp